平成２７年（フ）第３７２号
栃木県宇都宮市山本１丁目17番21号
破産者　野中　耕一
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７６号
埼玉県越谷市千間台西３丁目４番地パークタウン４－504
破産者　株式会社アスカトレーディング
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１２６６号
大阪市淀川区十三東２丁目６番17号
破産者　関西養老乃瀧株式会社
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２６７号
大阪市淀川区十三東２丁目６番17号
破産者　孝和商事株式会社
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８４号
兵庫県姫路市飾磨区清水２丁目103番地
破産者　株式会社福吉組
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２８１号
群馬県渋川市渋川2881番地の１
破産者　株式会社一乃家
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１７２０号
横浜市旭区今宿西町1961番地
破産者　有限会社友和建興
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７７号
新潟県上越市藤巻６番12号
破産者　事業再編Ｊ－01号株式会社
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１５６号
愛知県豊橋市大崎町字西山田４番地の１
破産者　株式会社アイグリーン
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第５７号
徳島県徳島市かちどき橋６丁目４番地１
破産者　株式会社ＡＳＩ
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１４号
群馬県館林市青柳町1955番地
破産者　有限会社マイテック
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２６８号
埼玉県越谷市大字大竹881番地６
破産者　株式会社武蔵野グランディー
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１５５号
三重県亀山市井田川町４番地
破産者　國分建設有限会社
1　決定年月日　平成27年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２号
福島県郡山市富久山町久保田字恩田66番地
破産者　株式会社坂上建設
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第４号
群馬県前橋市北代田町165番地
破産者　株式会社サン印刷工業
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１５号
群馬県館林市青柳町1955番地
破産者　鑓田　　正
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第７号
京都府綾部市味方町薬師谷300番地の172
破産者　藤本　　建
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
奈良県五條市本町１丁目１番64号
破産者　スポーツショップマエダこと　前田達也
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第２１号
奈良県五條市本町１丁目１番64号
破産者　前田美貴子
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第４号
奈良県吉野郡大淀町大字北野34番地の７
破産者　勝野製材こと　勝野　武久
1　決定年月日　平成27年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部